

## 【選択科目】消費者教育にどう取り組むか（A・B）

田村 徳至

### 1 講習の概要

本講習は平成 26 年度から経法学部（旧 経済学部）の長瀬一治先生と協働で実施しているものである。平成 26 年度は 1 回、平成 27 年度からは 3 回実施（今年度は中等教育向けのもの是不開講）している。3 回のうち 1 回は中学校・高等学校教員向けの講座内容として開講している。免許更新講習の事前の案内には校種・教科問わずとしていることもあってか、受講者の 3 分の 2 は社会科・公民科・家庭科・商業科以外の先生方である。

小学校・中学校の各教科の教科書では、消費者教育に直接関わった内容の記載があるのは社会科と家庭科である。子供たちは学校を卒業した後、多くが社会人となり経済活動に従事することになる。しかし、国民の全員が労働者・経営者になるわけではない。国民全員は必ず「消費者」にはなるのである。そのことを踏まえると、消費者教育は特定の教科の教師のみが行うものではないと考える。他教科の教師も学級担任（ホームルーム担任）として、特別活動（学級活動など）や総合的な学習の時間において学級の子どもたちに何らかの消費者教育を行うことが重要である。

実際に受講した教師（専門教科は英語）の参加理由の中には、「生徒が中学校を卒業すると同時に親元を離れて高校に通うことになる。一部の教科の教師だけが担当するのではなく、全教師が子どもたちの消費者教育に係わらなければならないと考えて受講した。」というものがあつた。

このような受講生のニーズに応えるべく、講習の内容を大別して以下の 2 つになるように組んである。

本講習の主な流れは、午前中の 2 コマ（180 分）は長瀬による講習である。長瀬は会社法を専門としているので、「契約」など法的な内容を中心とした講習内容となっている。特に、悪質商法に関する契約事項の解説は受講生からの評価が高い。今年度も、講習終了後に受講者が校内での子ども同士でのものの売買に関する質問をしていた。また、一昨年 of 第 3 回目の講習からは、講習の後半に午後の田村の講習と関係性を考慮して消費者庁のホームページを紹介しながら、そこに掲載されている消費者教育に関する指導事例を扱うなど、授業実践を意識した講習を行っている。

午後は田村が担当し、中学校現場での実践経験を活かした講習内容としている。特に、近年注目を集めている行動経済学<sup>1)</sup>の知見をどのように通常の授業の中で活用していくかについて講習を行っている。人間の意思決定が常に合理的であるとは限らないことに関わる事例を検討させることは受講者から好評であった。後半は、シミュレ

ーションゲーム<sup>2)</sup>を行い、先生方が明日からの授業に直接活用できる方法を身に付けてもらうことを目標としている。田村は行動経済学に関する講習を1コマ行った後、約60分シミュレーションゲームを行い、最後の30分で記述式の確認テストを行っている。確認テストでは、本日の講習内容・演習内容・配布資料をこれから学校現場で実際にどのように活用していくかなど、具体的な授業の方法に関わる課題としている。具体的な消費者教育の実施方法などを考えることを通して、本講習の意義を捉えさせようとしている。

## 2 成果と今後の課題

### ①本講習の成果（本講習に対する評価）

7月に受講した先生方（計23名）のアンケート結果は、下記のとおりである。

	本講習の内容・方法についての総合的な評価	本講習を受講した最新の知識・技能の習得の成果についての総合的な評価	本講習の運営面（受講者数・会場・連絡等）についての評価	全体平均
今年度	<b>3. 2</b>	<b>3. 0</b>	<b>3. 4</b>	<b>3. 2</b>
昨年度	3. 4	3. 4	3. 3	3. 4

各項目は、よい4点、だいたいよい3点、あまり十分ではない2点、不十分1点の4点法で計算した。

本講習は選択講習であるので、消費者教育に何らかの興味・関心をお持ちの先生方が受講されている。そのこともあり先生方の受講意識は高いものがあるが、今年度と昨年度を比較すると全体的に得点が下がっている。全体平均が3.2ということから「だいたいよい」と判断しているので、本講習内容が受講した先生方の期待に一定の期待に応えることができたと考える。しかし、得点が下がった原因を究明する必要がある。

消費者教育は数ある課題教育の中では唯一、法制化されているものである（消費者教育推進法 平成25年成立）。そのため、学校教育のみならず社会教育としても極めて重要な分野である。それ故に変化の激しい現代社会を22世紀までたくましく生き抜く子どもたちの育成に欠かせない教育領域だと考えている。消費者教育を一つの課題教育と捉えるのではなく、社会科と家庭科を中心的な教科としながら全学校教育活動を通じて自然体で実践できる方法・教育内容を開発していく必要がある。

来年度も長瀬先生との協働で本講習を開催する予定である。長野県内における消費

者教育の発展を一役担うことができれば幸いである。

<註>

- 1) 行動経済学とは、心理学の知見や実験で得られたデータを、従来の完全に合理的な判断が前提とした経済学に応用して、新たな経済理論の構築を目指す学問である。2002年にダニエル・カーネマン博士がノーベル経済学賞を受賞したことがきっかけで注目が高まった。有名な理論に「プロスペクト理論」がある。また、2017年にはリチャード・セイラー氏がノーベル経済学賞を受賞した。
- 2) 今年度の第2回目は「悪質商法対策ゲームⅡ」を行った。これは公益財団法人 消費者教育支援センターが発行しているもので、1セット1,500円（税別）である。このゲームは、ライフステージを反映したすごろくゲームであり、様々な悪質商法に関わるカードを引いて、その対処法を学ぶことができる。「悪質商法カード」「?カード」などでトラブルに巻き込まれると、カードに記載されている被害金額に相当するポイントがマイナスとなり、自分の対処ポイントが減少していく。ポイントを増加するためには「アクションカード」で効果的に「クーリング・オフ」をするか「消費生活センター」に相談することが重要となる。ゲームの勝敗は、ゴールした順番ではなく、ゴールをした時の最終獲得ポイント数が多い人が勝ちとなる。